

## 諮問第 103 号に対する答申（抜粋）

別添 2

## 要綱（骨子）

## 1 自由刑の単一化

## 一 新たな自由刑（以下「新自由刑」と仮称する。）の創設

## 1 刑の種類

死刑，新自由刑，罰金，拘留及び科料を主刑とし，没収を付加刑とするものとする。

## 2 新自由刑（懲役及び禁錮の単一化）

(一) 懲役及び禁錮を，新自由刑として単一化する。

(二) 新自由刑は，無期及び有期とし，有期新自由刑は，1 月以上 20 年以下とするものとする。

(三) 新自由刑は，刑事施設に拘置するものとする。

(四) 新自由刑に処せられた者には，改善更生を図るため，必要な作業を行わせ，又は必要な指導を行うことができるものとする。

## 3 新自由刑等の加重減輕

(一) 死刑又は無期の新自由刑を減輕して有期の新自由刑とする場合には，その長期を 30 年とするものとする。

(二) 有期の新自由刑を加重する場合には 30 年にまで上げることができ，これを減輕する場合には 1 月未満に下げることができるものとする。

(三) 新自由刑に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から 5 年以内に更に罪を犯した場合において，その者を有期の新自由刑に処するときは，再犯とし，再犯の刑は，その罪について定めた新自由刑の長期の 2 倍以下とするものとする。

(四) 死刑を減輕するときは，無期の新自由刑又は 10 年以上の新自由刑とするものとし，無期の新自由刑を減輕するときは，7 年以上の有期の新自由刑とし，有期の新自由刑を減輕するときは，その長期及び短期の 2 分の 1 を減ずるものとする。

## 4 各則の罪の法定刑

無期懲役及び無期禁錮は，無期新自由刑に改め，有期懲役及び有期禁錮は，「懲役」，「禁錮」，「懲役又は（若しくは）禁錮」のいずれの場合においても，長期及び短期を現行のものと同じくする有期新自由刑に改めるものとする。

## 二 拘留に関する規定の整備

1 拘留は，1 日以上 30 日未満とし，刑事施設に拘置するものとする。

2 拘留に処せられた者には，改善更生を図るため，必要な作業を行わせ，又は必要な指導を行うことができるものとする。